

# 建設業者監督処分簿

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社光成	代表者氏名	野村 千春
主たる営業所の所在地	広島市西区井口台三丁目36番1号		
許可番号	広島県知事許可 (般-1)第32736号	許可を受けている 建設業の種類	電気工事業, 鉄筋工事業

## 2 処分に関する事項

処分年月日	令和4年3月14日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容 営業停止命令	1 停止を命じる営業の範囲 建設業の営業の全部  2 営業の停止を命じる期間 令和4年3月28日から令和4年4月3日までの7日間		
処分の原因となった事実	法人税法及び地方法人税法違反  株式会社光成の元代表取締役は、同社の業務に関し、法人税法及び地方法人税法違反により、広島地方裁判所から、元代表取締役は懲役1年(執行猶予3年)及び同社は罰金750万円の判決を受け、令和3年2月18日にその刑が確定した。 このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。		
その他参考となる事項			